

住宅設備改善 一覧表

(令和7年3月1日 現在)

種類	対象となる障害の程度	性能等	基準額(円)	耐用年数
小規模改修	<p>①学齢児以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、下肢機能若しくは体幹機能に係る障害の程度が3級以上であるもの又は補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者</p> <p>②学齢児以上65歳未満で、難病により、下肢又は体幹機能に障害のある者</p>	<p>①手すりの取付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え</p> <p>その他上記①から⑤までに附帯して必要な下地・配管等の工事</p>	200,000	1回のみ
中規模改修	学齢児以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、下肢機能若しくは体幹機能に係る障害の程度が2級以上であるもの又は補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者	小規模改修を優先的に給付し、玄関等の住宅設備の改修を伴う場合など、なお足りない場合に中規模改修を適用する	641,000	1回のみ
屋内移動設備	学齢児以上であって歩行ができない状態の身体障害者手帳の交付を受けた障害者(児)で、上肢機能・下肢機能若しくは体幹機能に係る障害の程度が1級であるもの又は補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者	改修を伴うリフト(吊り具を含む。)、階段昇降機等	1,332,000	1回のみ